

第34回 農政連みい支部 定期総会
第9回 農政協議会みい支部 定期総会



と き 令和6年7月17日（水）

ところ JAみい営農センター

福岡県農政連みい支部

福岡県農政協議会みい支部

総 会 次 第

1. 開会の言葉
2. 福岡県農政連 綱領唱和
3. 福岡県農政連みい支部 支部長あいさつ
4. 代表理事組合長あいさつ
5. 来賓祝辞
6. 議長選任
7. 議事録署名人及び書記 指名
8. 議事
 - 第1号議案 令和5年度活動報告及び収支決算の承認について
 - 第2号議案 令和6年度活動方針及び収支予算（案）の承認について
 - 第3号議案 会費の徴収金額、徴収時期及び徴収方法（案）の承認について
 - 特別決議（案）
9. 議長解任
10. 閉会の言葉

農 政 連 み い 支 部

農 政 協 議 会 み い 支 部

＜第 1 号議案＞

令和 5 年度活動報告及び収支決算の承認について

活動報告

1. 農政連みい支部役員・委員研修会の開催

生産者の減少・高齢化などの生産基盤の弱体化がすすむ一方、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安などによる生産資材の高騰・高止まりが続いており今まさに我が国の食料安全保障のリスクが現実のものとなっている。

これらの課題と解決に向け、盟友認識の共有化と組織の結束を図ることを目的として役員・委員研修会を開催した。研修会では、日本農業新聞の九州支所の渡辺支所長を講師に「新たな農業基本法と取り巻く課題について」と題し、基調講演を行っていただきました。

2. 令和 5 年 7 月豪雨に対する対応

令和 5 年 7 月 9 日から翌日にかけて、降り続いた集中豪雨は、九州北部に記録的な降雨をもたらし、筑後川流域をはじめ県南地域を中心とし、広範囲にわたる市町村に被害を及ぼした。

今回の豪雨では、河川の氾濫や周辺の浸水、土砂崩れなど大量の土砂と流木等によって農地をはじめ、河川、道路、農作物、農業用施設等に甚大な被害を与えた。

このような中、福岡県農政連では、「災害対策本部」を設置、災害に関わる情報収集と災害対策検討を行った。また、JA福岡中央会と連携し、早急な災害復旧などを求める緊急要請を、松尾統章自民党県議団会長、原口剣生自民党県支部連合会会長ほか関係議員に対して行った。農政連みい支部も鳩山二郎衆議院議員、久留米市長、小郡市長、大刀洗町長、各議会議長に対して要請を行った。

要請書では、農地への浸水を防止するため、筑後川の川底しゅんせつや農業経営再開のための無利息資金の迅速な執行などを求めた。

3. 第 27 回参議院議員選挙（全国比例）への対応

全国農政連は、選対委員会で申込者の審査・判定を行い、「東野秀樹」氏と「石井孝昭」氏による予備投票選を実施し、選対委員会で開票を行い「東野秀樹」氏を推薦候補者として決定した。

農政連みい支部でも、役員・委員会を開催し、組織を挙げて全力で支援する事の意味確認を行った。

○令和5年度 活動実績

年	月	日	活 動 項 目	活 動 内 容	場 所
5	7	3	監査	令和4年度 監査	J Aみい営農センター
		4	みい支部役員会	第33回農政連定期総会について	J Aみい営農センター
		4	みい支部役員・委員会	第33回農政連定期総会について	J Aみい営農センター
		5	農政連久留米地区協議会支部長・事務局会議	農政連久留米地区協議会定期総会について	J Aくるめ本店
		11	第33回福岡県農政連みい支部 定期総会	通常総会	J Aみい営農センター
		12	福岡県農政連久留米地区協議会定期総会	通常総会（書面議決）	書面議決
		12	福岡県知事豪雨視察対応	豪雨視察対応	J Aみい管内圃場
		13	谷公一防災担当大臣豪雨視察対応	豪雨視察対応	J Aみい管内圃場
		14	鳩山衆議院議員・大家参議院議員・藤木参議院議員 原口県会議員豪雨視察対応	豪雨視察対応・意見交換会	J Aみい管内圃場 J Aみい営農センター
		17	自民党県議団豪雨視察対応	豪雨視察対応	J Aみい管内圃場
		24	農林政策勉強会	進藤金日子参議院議員による研修会	ロイヤルパークアルカディア
		28	久留米市長・久留米市議会議長、緊急要請	豪雨被害緊急要請	久留米市役所
		28	鳩山衆議院議員、緊急要請	豪雨被害緊急要請	鳩山議員事務所
		7	大刀洗町長、緊急要請	豪雨被害緊急要請	大刀洗町役場
		9	小郡市長、緊急要請	豪雨被害緊急要請	小郡市役所
		10	藤木しんや参議院、視察対応	視察対応・意見交換会	J Aみい管内圃場・JAみい本店
		25	原口剣生県議語る集い	県政報告会	ホテルニュープラザ久留米
		31	農政連久留米地区協議会支部長・事務局会議	久留米地区協議会定期総会「書面議決結果」について	久留米市内
	9	6	第2回農政連常任委員・支部長合同会議	豪雨被害額・緊急要請等	J A福岡県会館
	10	1	鳩山二郎衆議院政経セミナー	鳩山二郎衆議院政経セミナー	ホテル日航福岡
		19	農政連みい支部役員会	みい支部農政連農政研修会について	J Aみい営農センター
	11	6	井上県会議員を囲む集い	井上県会議員を囲む集い	ハynesホテル久留米
		14	原口久留米市長市政報告会	原口久留米市長市政報告会	ホテルニュープラザ久留米
		17	松山政司政経セミナー	国政報告会	ホテルニューオータニ博多
		21	農政連みい支部農政研修会	講演 新たな農業基本法と、取り巻く課題	J Aみい営農センター
		29	第2回農政連選挙対策委員会	第50回衆議院議員通常選挙に向けた取り組み他	J A福岡県会館
		29	第3回農政連常任委員・支部長合同会議	第51回衆議院議員通常選挙に向けた取り組み他	J A福岡県会館
	12	19	農政連久留米地区協議会支部長・事務局会議	令和5年度久留米地区農政研修会について他	久留米市内
6	1	17	福岡県農政連リーダー研修会	講演 激動の政局と農政課題	福岡サンパレス
		19	久留米地区協議会支部長事務局研修会	令和5年度久留米地区農政研修会について他	大分県
		26	福岡県知事政経文化セミナー	県政報告会	ハynesホテル久留米

○令和5年度 活動実績

年	月	日	活 動 項 目	活 動 内 容	場 所
6	2	6	農政連久留米地区協議会支部長・事務局会議	令和5年度久留米地区農政研修会について他	久留米市内
		15	第3回農政連選挙対策委員会	第27回参議院議員通常選挙に向けた取り組み他	J A福岡県会館
		15	第4回農政連常任委員・支部長合同会議	令和6年度農政連活動計画について他	J A福岡県会館
		28	令和5年度農政連久留米地区農政研修会	講演 農政を巡る情勢と食料・農村基本法	ホテルニュープラザ久留米
	3	4	第4回農政連選挙対策委員会	第27回参議院議員通常選挙に向けた取り組み他	J A福岡県会館
		28	農政連久留米地区協議会支部長・事務局会議	東野秀樹候補地区別懇談会について	J Aくるめ本店
	4	5	鳩山二郎衆議院春の集い	鳩山二郎衆議院春の集い	ホテル創世
		6	参議院議員候補東野秀樹地区別懇談会	参議院議員候補東野秀樹地区別懇談会	J Aくるめ本店
		22	農政連久留米地区協議会 支部長・事務局会議	久留米地区協議会役員改選について	J Aくるめ本店
		24	第1回 農政連常任委員・支部長合同会議	福岡県農政連役員の選任について他	J A福岡県会館
	5	16	第66回福岡県農政連・第29回福岡県農政協議会定期総会	第66回福岡県農政連・第29回福岡県農政協議会定期総会	福岡サンパレス
		28	農政連みい支部役員会	第34回みい支部定期総会について	営農センター
	6	6	農政連事務局研修会	令和6年度農政連活動について他	J A福岡県会館
		30	大家敏志参議院議員政経フォーラム	国政報告会	ホテルニューオータニ博多

令和5年度 農政連みい支部 収支決算書

自 令和5年7月1日
至 令和6年6月30日

収入の部

(単位 : 円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
繰 越 金	1,495,360	1,495,360	0	前年度繰越金
会 費	2,650,000	2,573,769	△ 76,231	10a/100円
雑 収 入	10,000	319,896	309,896	福岡県農政連より豪雨見舞金 他
合 計	4,155,360	4,389,025	233,665	

支出の部

(単位 : 円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
総 会 費	450,000	123,975	△ 326,025	第33回定期総会
農 政 活 動 費	1,150,000	1,053,990	△ 96,010	集会参加費
負 担 金	1,250,000	1,243,000	△ 7,000	地区負担金(福岡県・久留米地区)
会 議 費	150,000	52,840	△ 97,160	日当・お茶代
役員行動費	150,000	0	△ 150,000	集会時行動費
分会組織活動費	35,000	0	△ 35,000	
教育活動費	100,000	0	△ 100,000	
研 修 費	550,000	139,395	△ 410,605	書籍代、研修会参加費
通 信 費	100,000	10,752	△ 89,248	切手代、郵送代
事 務 費	150,000	108,218	△ 41,782	用紙代、インク代
雑 費	70,360	51,960	△ 18,400	香典、振込手数料
合 計	4,155,360	2,784,130	△ 1,371,230	

次年度繰越金	4,389,025	—	2,784,130	=	1,604,895
--------	-----------	---	-----------	---	-----------

令和5年度 農政協議会みい支部 収支決算書

自 令和5年7月1日
至 令和6年6月30日

収入の部

(単位 : 円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
繰 越 金	584,966	584,966	0	前年度繰越金
会 費	346,000	351,790	5,790	法人 100円/10a
委託事業収入	500,000	500,000	0	農総対より
雑 収 入	4	6	2	貯金利息
合 計	1,430,970	1,436,762	5,792	

支出の部

(単位 : 円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
分会組織活動費	1,430,970	962,382	△ 468,588	3地区(北野・小郡・大刀洗)へ
合 計	1,430,970	962,382	△ 468,588	

次年度繰越金	1,436,762	—	962,382	=	474,380
--------	-----------	---	---------	---	---------

監 査 報 告

福岡県農政連みい支部および福岡県農政協議会
みい支部の定める規定により、令和6年7月3日
に監査を実施いたしました。

関係帳簿、会計簿、通帳等について、その内容は
適正なものと認めます。

令和6年7月3日

監査委員 田 中 研 実 

監査委員 野 田 正 樹 

監査委員 初 村 幸 一 

<第2号議案>

令和6年度活動方針及び収支予算（案）の承認について

活動方針

令和元年から猛威を振るった新型コロナウイルスの感染拡大は、昨年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が「5類」に引き下がったことや「マスクの着用」が屋内外問わず個人判断となったことから、平時の社会活動が戻りつつある。

しかしながら、農業の生産現場においては、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足等による生産基盤の脆弱化など課題が山積みしており、加えて、度重なる自然災害や家畜感染症などにより農業の経営継続への大きなリスクとなっている。

加えて、令和4年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、エネルギー食料など多岐にわたる価格高騰を招き、国民生活はもとより、生産資材や飼料、燃料等の高騰が農業経営に大きな影響を与える一方、農畜産物への生産コストの価格転嫁は進まず生産現場は大変厳しい状況が続いている。

このような中、今年の通常国会において、「食料・農業・農村基本法」及び関連法の改正がおこなわれたが、不測時のみならず、平時を想定した「食料安全保障の確立」はもとより、「環境等に配慮した自持続可能な農業・食品産業の転換」、「適正な価格形成の仕組み構築」など、様々な課題の解決に向けて、農政連、JAグループが一体となり取り組む必要がある。

また、25年ぶりに改正される「食料・農業・農村基本法」に基づき、次期基本計画において、将来にわたる食料安全保障の確保がはかられるよう、新たな基本農政の確立と万全な農業関係予算確保に向けて、組織の総力を挙げて取り組む必要がある。

そして、働き方改革により時間外労働時間の上限が設定されることになった物流・運送業界の「2024年問題」は、時間に制限されることで一人当たりの走行距離が短くなり長距離でモノが運べなくなり、物流が滞る可能性があると言われていいる。

生産者やJAグループは、物流改善に向け積極的に関係団体と取り組む必要がある。

こうした農業・農村・JAグループを取り巻く情勢のなか、農政連みい支部はJAグループ一体となり、これらの課題に対応するため、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の取り組みを基本目標とし、生産現場の意見を踏まえた政策の実現等にむけ、全国農政連をはじめ、諸団体と連携した農政活動を積極的に取り組む必要がある。

令和6年度 農政連みい支部 収支予算（案）

自 令和 6 年 7 月 1 日
至 令和 7 年 6 月 30 日

収入の部

（ 単位 ： 円 ）

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
繰 越 金	1,495,360	1,604,895	109,535	前年度繰越金
会 費	2,650,000	2,600,000	△ 50,000	10a／100円
雑 収 入	10,000	10,000	0	貯金利息 他
合 計	4,155,360	4,214,895	59,535	

支出の部

（ 単位 ： 円 ）

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
総 会 費	450,000	450,000	0	第34回定期総会
農 政 活 動 費	1,150,000	1,150,000	0	県総会時バス代、集会参加費
負 担 金	1,250,000	1,250,000	0	地区負担金（福岡県・久留米地区）
会 議 費	150,000	150,000	0	日当・お茶代
役員行動費	150,000	150,000	0	福岡県農政連会議等の役員移動費
分会組織活動費	35,000	35,000	0	3地区（北野・小郡・大刀洗）へ
教育活動費	100,000	100,000	0	農政学習会
研 修 費	550,000	600,000	50,000	リーダー研修会時バス代、弁当代
通 信 費	100,000	100,000	0	切手代、郵送代
事 務 費	150,000	150,000	0	資料用紙代、インク代
雑 費	70,360	79,895	9,535	振込手数料
合 計	4,155,360	4,214,895	59,535	

令和6年度 農政協議会みい支部 収支予算（案）

自 令和6年7月1日
至 令和7年6月30日

収入の部

（単位：円）

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
繰 越 金	584,966	474,380	△ 110,586	前年度繰越金
会 費	346,000	350,000	4,000	法人 100円／10a
委託事業収入	500,000	500,000	0	農総対より
雑 収 入	4	4	0	貯金利息
合 計	1,430,970	1,324,384	△ 106,586	

支出の部

（単位：円）

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
分会組織活動費	1,430,970	1,324,384	△ 106,586	3地区（北野・小郡・大刀洗）へ
合 計	1,430,970	1,324,384	△ 106,586	

<第3号議案>

会費の徴収金額、徴収時期及び徴収方法（案）の承認について

- （１） 徴収金額（耕作面積割） 10aあたり100円
- （２） 徴収時期 令和6年9月30日までに徴収したい
- （３） 徴収方法 貯金口座決済により徴収したい

※ 個人盟友の会費は農政連へ、法人盟友の会費は農政協議会へそれぞれ算入する。

特別決議（案）

食料・農業・農村基本法制定に向けた農政運動の展開

ロシアによるウクライナ侵攻は、エネルギー食料など多岐にわたる価格高騰を招き、国民生活はもとより生産資材や飼料、燃料等の高騰が農業経営に大きな影響を与えている。

国際紛争や米中対立の中、食料、資源の世界的な争奪競争は一段と激化し、輸入に依存する我が国の食料安全保障が問われている。さらに、世界の人口増加に伴い食料の需要が増大する一方で、気候変動等による食料生産の不安定化など食料供給が危ぶまれている。

また、豪雨や地震などによる自然災害や鳥インフルエンザや豚熱などの家畜感染症のリスクも高まっている。一方、農畜産物の販売価格は、生産コスト上昇分の価格転嫁が進まず喫緊の最重要課題である。

こうした現状を踏まえ、今国会では四半世紀ぶりに農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の改正がおこなわれたが、不測時のみならず、平時を想定した「食料安全保障の確立」はもとより、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業の転換」、「適正な価格形成の仕組み構築」など、様々な課題の解決を求めて行く必要がある。

このような我々農業者の思いを政策として実現するためには、農業・農協組織の仲間や理解者を一人でも多く国政・県政へ送り出すことが極めて重要である。ついては、第50回衆議院議員選挙、第27回参議院議員通常選挙、福岡県知事選選挙に臨むにあたり、農政連、JAグループの組織結集力が問われることになる。そのため、これまで以上に組織の総力を結集し強力な取り組みを展開する。

以上 決議する。

令和6年7月17日

第34回福岡県農政連みい支部 定期総会

第9回福岡県農政協議会みい支部 定期総会

福岡県農政連みい支部規約

(名称・事務所)

第1条 この支部は、福岡県農政連みい支部と称し、事務所をみい農協営農センター内に置く。

(目的)

第2条 この支部は、盟友の連絡提携を図り、農業の正しい位置づけと将来展望を持つ農業政策確立の実践活動を推進するものとする。

(盟友)

第3条 この支部は、みい農業協同組合農業地区内に居住する農業者を持って組織する。

(事業)

第4条 この支部は、福岡県農政連の行う事業の推進を図るほか、地区における農業政策の確立推進の事業を行う。

(支部組織)

第5条 この支部は、みい農業協同組合の各支店に分会を置く。ただし分会については、旧支所単位（別組織図）とする。

(決議機関)

第6条 この支部は、決議機関として代議員総会を置く。（以下、代議員総会を総会という）

総会は、毎年1回支部長が召集する。ただし、委員会において必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上の同意を得て書面により要求があったときは、支部長は臨時総会をしなければならない。

(総会の成立)

第7条 総会は、代議員の2分の1以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。代議員は議決権を他の代議員に委任することができる。ただし1代議員が受ける委任の数は、3人限りとする。

また、代議員は、あらかじめ通知があった事項につき、書面をもって議決権を行使することが出来る。

(総会の議決事項)

第8条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 規約の変更・改・廃
2. 毎事業年度の運動報告と事業計画の設定
3. 毎事業年度の収支予算並びに決算
4. 会費の賦課及び徴収方法
5. 役員の選任及び解任
6. その他重要な事項

(役員・委員)

第9条 この支部に、次の役員・委員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名 (以内)
- (3) 地区代表 3名
- (4) 委員 34名 (以内) (支部長、副支部長、地区代表を含む)

分会選出委員	26名	農協理事代表	1名
農協女性部代表	3名	農協青年部代表	3名
- (5) 監査委員 3名

(役員・委員の選任)

第10条 支部長・副支部長は、分会選出委員の中から選出する。監査委員は、前役員の中より選出する。役員の任期は2ヶ年とし再任は妨げないものとする。補欠で就任したものの任期は前任者残任期間とする。

又、委員は代議員もしくは分会より選出されたものとする。

但し、支部長の選出について困難な場合には、委員会の推薦により一般盟友の中より選出する事ができる。

(委員会の設置)

第11条 この支部に、委員会を置き、委員会は第9条の役員・委員（監査委員を除く）とし、委員会が必要に応じて支部長が召集する。

(役員の職務)

第12条 役員は、次の職務を分担する。

支部長は、この支部を代表し業務を統括すると共に役員会の議長となる。

副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時はこれを代理する。

委員は、業務の運営に当たる。

監査委員は、会計を監査しその結果については総会に報告するものとする。

(代議員)

第 13 条 代議員は、各支店の農事（小）組合長、または単一農事（小）組合から選出し、任期を 1 ヶ年とする。ただし、代議員の中より、委員に選出されたときは代議員を解くものとする。

弓 削	14 名	小 郡	16 名	大 堰	20 名
北 野	26 名	三 国	23 名	大刀洗	27 名
大 城	14 名	立 石	16 名	本 郷	26 名
金 島	17 名	御 原	14 名	菊 池	18 名
		味 坂	20 名		
北野合計	71 名	小郡合計	89 名	大刀洗合計	91 名
代議員合計 251 名					

(顧問参与)

第 14 条 この支部に、顧問及び参与を置くことが出来る。

(県代議員の選任)

第 15 条 県連総会に出席する代議員は委員が兼任する。

(会 計)

第 16 条 この支部の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてる。

(事業年度)

第 17 条 この支部の事業年度は、7 月 1 日より 6 月 30 日迄とする。

(事務局)

第 18 条 この支部は、事務を処理するため事務局を置く。
事務局は、支部事務局並びに分会事務局とする。
支部事務局は、みい農業協同組合営農センターに置く。
分会事務局は、みい農業協同組合各支店長とする。

(附 則)

この規約に定めない事項については、役員会に諮り支部長がこれを決する。

この規約は、平成 3 年 9 月 1 日より施行する。

一部改正	平成 5 年 6 月 26 日	一部改正	平成 21 年 7 月 1 日
一部改正	平成 6 年 6 月 28 日	一部改正	平成 23 年 7 月 22 日
一部改正	平成 15 年 7 月 1 日	一部改正	平成 28 年 7 月 13 日
一部改正	平成 17 年 7 月 6 日	一部改正	平成 29 年 7 月 14 日
一部改正	平成 19 年 7 月 3 日	一部改正	令和 2 年 7 月 10 日
一部改正	平成 20 年 7 月 2 日		

福岡県農政協議会みい支部規約

(名称・事務所)

第 1 条 この組織の名称は福岡県農政協議会みい支部（以下「農政協みい支部」と称する。）とし事務所をみい農業協同組合営農センター内に置く。

(目 的)

第 2 条 この組織は農業者の大同団結により、その営農と生活を守り向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 この組織は本協議会の趣旨に賛同する農業者及び農業関係者の会員をもって組織する。

(活 動)

第 4 条 この組織は第 2 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 農業政策の確立に関する事項
- (2) 農村生活の安定向上に関する事項
- (3) 農政一般諸問題の調査研究に関する事項
- (4) 情報の収集及び提供に関する事項
- (5) その他、目的達成上必要な事項

(機 関)

第 5 条 本会議は最高議決機関として総会を置く。総会は地区により選出された代議員以上をもって構成する。

第 6 条 総会は代議員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決す。

また、代議員は、あらかじめ通知があった事項につき、書面をもって議決権を行使する事が出来る。

第 7 条 この組織は次の役員・委員を置く。

会長 副会長 地区代表 委員 監査委員

第 8 条 会長は福岡県農政協議会みい支部を代表し統括する。

副会長は会長事故あるときはこれを代行する。

委員は第 4 条活動についての具体的事項を審議し、会長・副会長を補佐し諸連絡にあたる。

第 9 条 役員・委員は福岡県農政連みい支部の役員・委員が農政協議会の役員・委員を兼ねることができる。

第 10 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

(顧 問)

第 11 条 この組織に顧問を置くことができる。

(事 務 局)

第 12 条 この組織の事務局は、みい農協営農センターに置く。

(運 営)

第 13 条 この組織は毎年 1 回定期総会を開催し、次の事項を付議する。

- (1) 収支決算
- (2) 収支予算
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の設定及び改廃
- (5) 賦課金の額、賦課方法及び徴収時期
- (6) その他必要な事項

第 14 条 本組織の経費は会費・その他収入をあてる。

第 15 条 この組織の事業年度は 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日迄とする。

(附 則)

この規約に定めない事項については、役員会に諮り会長がこれを決する。

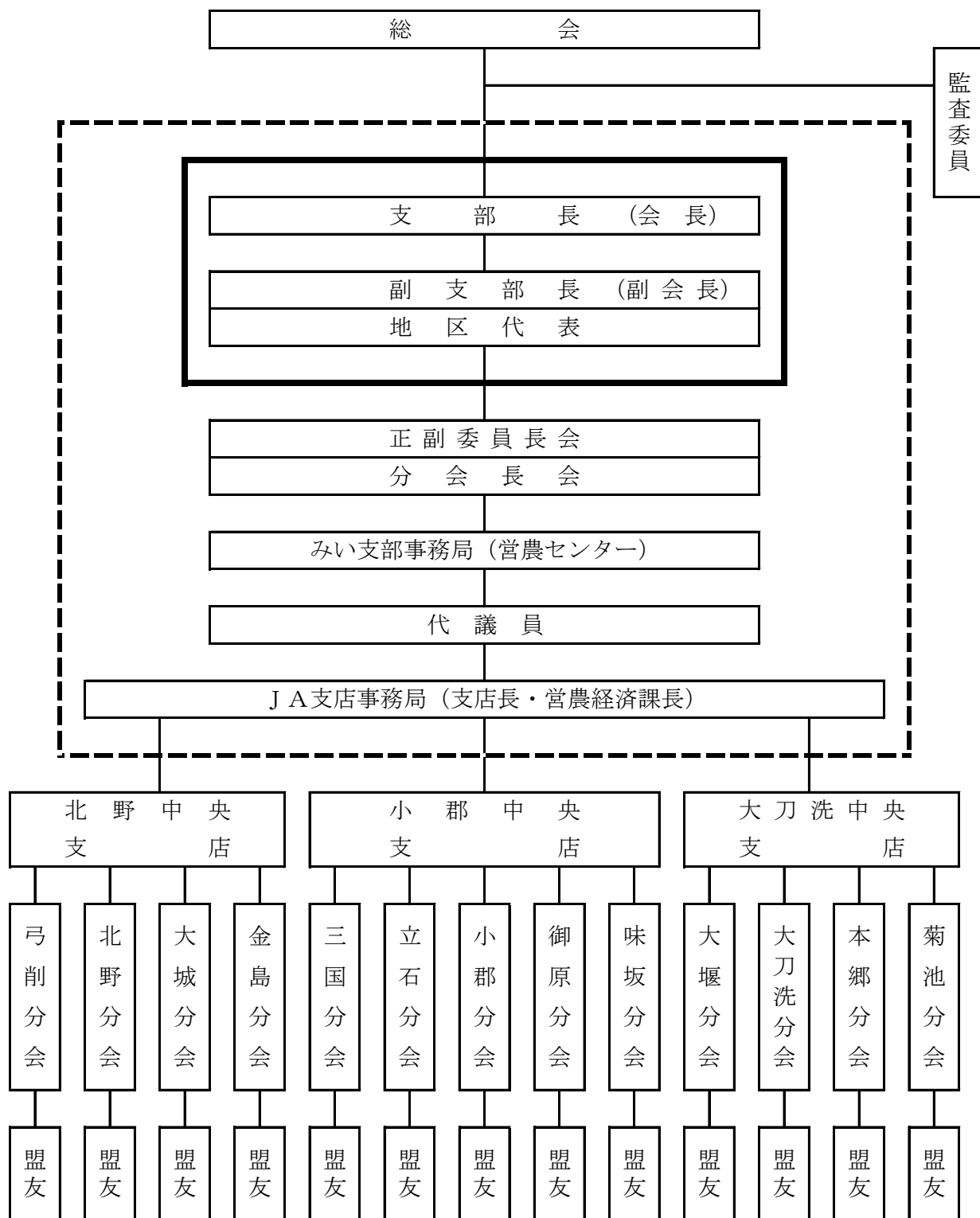
この規約は、平成 28 年 7 月 13 日より施行する。

一部改正 平成 29 年 7 月 14 日

一部改正 令和 2 年 7 月 10 日

福岡県農政連みい支部 農政協議会みい支部組織機構図

() 内は農政協議会役員



は役員会 (状況により理事代表・女性部代表・青年部代表も加わる)

は委員会

福岡県農政連綱領

〈綱領前文〉

農業・農村に生きる人間として、ゆとりある農業経営と生活を実現するとともに、地域との共生を図り、政治活動の積極的な取り組みを通じて、食と環境を守り農業・農村の発展を図る政策を確立し、いきいきとした社会を創造する。

【綱 領】

1. 食と緑と水と土を守り、農業・農村の健全な発展と安心して暮らせる社会づくりをめざす。
2. 確かで信頼できる政治を求め、食料・農業・農村政策の実現をめざす。
3. 農業協同組合と一体となって、内外組織と広く連携し、公正・平等な社会の実現をめざす。